

施設利用規定

本規定は、株式会社エフェクトプラン（以下、「会社」という。）が運営管理する施設等（以下、「本施設」という。）の利用に関する基本的事項を定めたものである。

第1条（名称・所在）

本施設を総称して「HEARTS±（ハーツプラスマイナス）」という。また本施設の所在地は埼玉県上尾市上町1-4-1 関東商工会館2Fとする。

第2条（目的）

本施設は本施設の会員が施設を利用し、心身の健康維持・会員相互のコミュニケーション並びに地域社会の健康増進に寄与することを目的とする。

第3条（会員及び利用者）

- 1 会社が本施設の利用を承認した者を会員という。
- 2 当施設を利用しようとする者は本規定を承認し、会社が定める規則等に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。
- 3 会員の本施設の利用範囲、条件及び特典については別に定めるものとする。
- 4 会員は、本施設を利用する場合は、スタッフ等に提示を求められた場合は会員証を提示しなければならない。
- 5 利用者とは体験入会及び法人会員、会社が認めた団体会員のことをいう。
- 6 利用者は本規定上に於ける会員と同等に本規定を遵守しなければならない。

第4条（入会資格）

本施設の会員は、次の各号の全てに該当する者に限る。

- 1 本施設の目的と主旨に賛同し、本規定及びその他会社の定める規則等を遵守できる者
- 2 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない者（医師からの健康証明書を提出してもらう場合がある。）
- 3 成年被後見人及び被保佐人でない者
- 4 暴力団、暴力団関係企業に属する者若しくは関係者又はこれらに準ずる反社会的勢力には該当しない者
- 5 刺青（ファッションタトゥーを含む）をしていない者
- 6 心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない者
- 7 定められた年齢以上の者、及び年齢に満たない者で、会社が特に審査の上、適切と認めた者
- 8 20歳未満の場合、入会に際し保護者の同意を所定の書類にて得た者。この場合、保護者は本規定及びその他会社の定める規則等に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
- 9 過去に除名となっていない者、過去に会員として在籍して会費・諸料金を滞納していない者
- 10 前各号が入会後に判明した者

11 その他会社が入会に適さないと判断した以外の者

第5条（入会手続）

- 1 本施設の利用を希望する者は、所定の申込用紙（電子申込を含む）に所要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続を行い、会社が定める入会金、及び最初の2ヶ月分の会費（法人は別途規定に従う）、事務手数料を納入する。
- 2 会員の資格は、前号に定める事項の全部を完了し、会社の審査を経て、会社の承認を得られたときに発生する。

第6条（入会金及び事務手数料）

入会金及び事務手数料は会社が別途定める金額とする。一旦支払われた入会金及び事務手数料は理由の如何にかかわらず返金はしないものとする（入会契約締結後、契約履行のための必要経費補てんの為）。但し、入会申込に際しての会員資格審査の上、入会に適さないと判断した場合は返金する。

第7条（会費）

会費は会社が別に定める額とし、会員は会社が定める方式により会費を支払うものとする。尚、会員制のため、利用のない月も会費の支払いの義務が発生する。

第8条（会費の返金）

納入済み会費は理由の如何にかかわらず返金しないものとする。但し、入会申込に際しての会員資格審査の上、入会に適さないと判断した場合は返金する。

第9条（利用資格）

- 1 飲酒・薬物使用・体調不良等により、正常に本施設を利用することができないと会社が判断した者
- 2 法律等で禁止された危険物を所持している者
- 3 会費、事務手数料等の滞納がある者
- 4 会社又はほかの利用者との紛争が解決していない者
- 5 本施設を利用することが適当でないと会社が判断した者
- 6 他の利用者の迷惑になる可能性があるとして会社が判断した者
- 7 第4条各号に適合しない者

第10条（会員証）

- 1 会社は会員資格を証するため会員証を交付する。
- 2 会員は本施設の入場及び利用に際して、会員証を提示すること。
- 3 会員証は他人に譲渡・貸与できないものとする。
- 4 会員は本規定により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還するものとする。

第 11 条（更新）

期間の定めのある会員が、期間満了月前月の 10 日（10 日が休業日の場合はその前営業日）までに書面による退会通知がない場合は、同一条件により、自動更新するものとする。

第 12 条（利用料金変更）

期間の定めのある会員が、期間満了月前月の 10 日（10 日が休業日の場合はその前営業日）までに書面による通知がない場合は、同一条件により、自動更新するものとする。尚、利用料の金変更は月単位で行い、通知をした月の末日までは変更前のものとする。

第 13 条（利用料）

利用者は本施設を利用する場合、会社が別に定める利用料を支払うものとする。

第 14 条（施設利用）

- 1 会社は本施設の一部を予約制とする場合がある。その場合、会社は利用者に対し、利用時間の制限を行うことができるものとする。
- 2 会社は施設利用の円滑化を図るため施設の利用を制限することができるものとする。
- 3 会社の定める本施設の休業日及び閉館時は本施設の利用はできないものとする。

第 15 条（会員資格の譲渡及び名義変更）

会員資格は会社が承認した場合を除き、譲渡及び名義変更はできないものとする。

第 16 条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当した場合には、その資格を失う。

- 1 退会したとき
- 2 死亡したとき
- 3 法人会員が解散又は破産・民事再生・会社更生の手続の申立を行った又はされたとき
- 4 第 4 条に定める会員資格に適合しなくなったとき
- 5 その他会社が会員資格喪失に該当すると判断したとき

第 17 条（禁止事項）

利用者は、本施設の利用に際して、以下の各号に該当する行為をしてはならない。利用者が該当行為を行った場合、会社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去を求めることができるものとする。

- 1 他の利用者や本施設のスタッフに対する暴言・暴力・迷惑・誹謗・中傷行為
- 2 窃盗、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、各種法律や公序良俗に反する行為
- 3 本施設の器具・備品等の損壊並びに備品等を持ち出す行為
- 4 本施設への落書き、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損する行為
- 5 刃物など危険物を本施設内へ持ち込む行為

- 6 物品販売や営業行為、ビラの配布、金銭の貸借、勧誘行為、署名活動、政治・宗教活動
- 7 酒気を帯びて本施設へ入館、利用する行為
- 8 会社の許可なく本施設の設備、備品や特定のスペースを独占する行為
- 9 他の利用者や本施設のスタッフが社会通念上、迷惑に感じる行為
- 10 本施設のスタッフの業務を妨げる行為
- 11 施設内での喫煙（電子タバコを含む）
- 12 会社の許可なく本施設内で録音・撮影をすること
- 13 動物を本施設内に持ち込むこと（会社が認めた場合を除く）
- 14 指定場所以外での携帯電話の使用
- 15 その他会社が適当でないと認めた行為

第 18 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は当該会員を除名することができる。その場合、会員は会社や本施設及びスタッフに対し、損害賠償の請求を行うことができないものとする。

- 1 入会にあたり提出書類に虚偽の記載をしたとき
- 2 会費その他の支払を滞納し、督促に応じない場合
- 3 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき
- 4 他の利用者やスタッフとの協調性を欠き、その他本施設の管理運営の秩序を妨げたとき
- 5 その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- 6 本施設又は会社の名誉・信用を害したとき
- 7 施設利用に際し、不相当又は不合理な要求をして会社・スタッフを困惑させたとき
- 8 第 17 条のいずれかに該当する行為があったとき
- 9 本規定その他会社の定める規則等に違反したとき

第 19 条（退会）

会員が退会する場合には、退会希望月前月の 10 日（10 日が休業日の場合は前営業日）までに所定の手続きを経て、退会希望月の末日に退会できるものとする。尚、退会希望月前月の 10 日（10 日が休業日の場合は前営業日）までに所定の手続きが完了していない場合は退会希望月の翌月末日の退会となる。会員は退会後も滞納金がある場合は、支払義務を負うものとする。

第 20 条（運営管理）

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行う。

- 1 本施設の運営管理は会社の責任において行う。
- 2 会社は本施設での利用者へ提供するサービスを会社の判断で業務委託先に委託することができるものとする。
- 3 会員は本施設の運営管理について意見を述べることができる。
- 4 会員は本施設の秩序の維持及び個別事情に応じた配慮から会員個々人の要望に応えられない場合があることを了解する。

- 5 会員並びに会社は、利用者が本施設を快適に利用できるよう相互に尊重しあい、利用者は他の利用者も快適に本施設を利用できるよう努めるものとする。
- 6 会社は本施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、且つ必要に応じて変更することができるものとする。

第 21 条（諸規則の遵守）

利用者は本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規定及びその他会社の定める規則等に従うものとする。

第 22 条（休業日）

毎月本施設の定める日、夏期・冬期休業、設備点検、修理、改装、別途会社が定める日を休業日とする。

第 23 条（営業時間）

本施設の定める営業時間とする。

第 24 条（会社の免責）

利用者は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとする。

また、利用者相互の行為によって怪我、事故、紛争等が生じたときは、当該利用者が各自の責任と費用においてこれを解決するものとする。

第 25 条（利用者の責任）

利用者が本施設の利用に関して、会社、他の利用者、第三者に損害を与えたときは、その賠償を行うものとする。又、会員の同伴もしくは紹介等により本施設を利用する場合は、同伴もしくは紹介した会員が当該利用者と連帯して責任を負うものとする。

第 26 条（諸料金の変更）

会社は、入会金・会費・利用料等を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができるものとする。

第 27 条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとする。又、会社の会員に対する緊急連絡等は届出住所・連絡先宛にすれば足りるものとする。

第 28 条（閉鎖又は利用制限）

会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時に全ての会員との契約を解除することができる

ものとする。予定されている事項については、本施設の全部または一部を閉鎖する場合はその旨を1ヶ月前までに会員に対して告知する。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申立をすることができないものとする。

- 1 法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- 2 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- 3 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき
- 4 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
- 5 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
- 6 会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第29条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、利用者の個人情報をより安全、適切に取り扱います。個人情報保護ポリシーは会社のホームページに掲示します。

第30条（細則等）

本規程に定めのない事項ならびに本施設の運営上必要な事項については、会社は別途細則、その他の規則、ルール等を定め、又、必要に応じて改定することができるものとする。

第31条（告知方法）

本規定における会員・利用者への告知方法は、本施設内での掲示と会社のホームページへの掲載とする。

第32条（発効）

本規定は2019年10月4日より発効とする。

株式会社エフェクトプラン